

様式第 21 号

確認事項 (更新)

山武郡市広域水道企業団
企業長

殿

届出年月日を記入する。

本店の名称を記入する。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

氏名又は名称
郵便番号、住所 〒

代表者氏名
電話番号

①山武郡市広域水道企業団が実施している指定給水装置工事事業者研修の受講実績 (過去5年以内)

受講年月日 (受講を証明する書類 (修了証書) の写しを添付して下さい。 (公表 : <input checked="" type="radio"/> 可 ・ 不可) ←	
〇〇年 〇〇月 〇〇日 ・ 未受講	
(未受講の場合、その理由) ※非公表	終了証書と受講年月日を 一致させること

②指定給水装置工事事業者の業務内容 (事業所の情報記入)

営業時間等 (公表 : <input checked="" type="radio"/> 可 ・ 不可) ←	ウェブサイトへの公表の 可否を記入する。
休業日 (日曜日、正月3が日)	
営業日 (月～土)	
営業時間 <input checked="" type="radio"/> 午前・午後 8時30分から (午前・ <input checked="" type="radio"/> 午後) 17時00分まで	
修繕対応時間 <input checked="" type="radio"/> 午前・午後 9時00分から (午前・ <input checked="" type="radio"/> 午後) 14時30分まで	
漏水等修繕対応の可否 (公表 : <input checked="" type="radio"/> 可 ・ 不可) ← (該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。)	
<input checked="" type="radio"/> 屋内給水装置の修繕 ・ 埋設部の修繕 その他 (例: トイレ及びお風呂の修繕のみ対応)	
対応工事等 (公表 : <input checked="" type="radio"/> 可 ・ 不可) ←	
配水管からの分岐 ~ 水道メーター <input checked="" type="radio"/> 施行する ・ 施行しない	
水道メーター ~ 宅内給水装置 <input checked="" type="radio"/> 施行する ・ 施行しない	
その他 (公表 : <input checked="" type="radio"/> 可 ・ 不可) ←	
緊急時連絡先 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇 (代表者携帯)	

- ※ 事業所ごとに業務内容が異なる場合は、別表 (様式第 21 号関係) の記入をお願いします。
- ※ 公表には、ウェブサイト等への掲載を含みます。
- ※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いします。

別表（様式第21号関係）

給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	〇〇〇〇〇支店（営業所）
営業時間等（公表： <input checked="" type="radio"/> 可・不可）	ウェブサイトへの公表の可否を記入する。
休業日（日曜日、正月3日が日）	
営業日（月～土）	
営業時間（ <input checked="" type="radio"/> 午前・午後） 9時 00分から（ <input checked="" type="radio"/> 午前・午後） 17時 30分まで	
修繕対応時間（ <input checked="" type="radio"/> 午前 午後） 9時 30分から（ <input checked="" type="radio"/> 午前・午後） 17時 00分まで	
漏水等修繕対応の可否（公表： <input checked="" type="radio"/> 可・不可）	
（該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。）	
<input checked="" type="radio"/> 屋内給水装置の修繕 ・ 埋設部の修繕	
その他（ ）	
対応工事等（公表： <input checked="" type="radio"/> 可・不可）	
配水管からの分岐 ～ 水道メーター	<input checked="" type="radio"/> 施行する ・ 施行しない
水道メーター ～ 宅内給水装置	<input checked="" type="radio"/> 施行する ・ 施行しない
その他（公表：可・不可）	

給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	
営業時間等（公表：可・不可）	
休業日（ ）	
営業日（ ）	
営業時間（午前・午後） 時 分から（午前・午後） 時 分まで	
修繕対応時間（午前・午後） 時 分から（午前・午後） 時 分まで	
漏水等修繕対応の可否（公表：可・不可）	
（該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。）	
屋内給水装置の修繕 ・ 埋設部の修繕	
その他（ ）	
対応工事等（公表：可・不可）	
配水管からの分岐 ～ 水道メーター	<input type="radio"/> 施行する ・ 施行しない
水道メーター ～ 宅内給水装置	<input type="radio"/> 施行する ・ 施行しない
その他（公表：可・不可）	

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

③給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
〇〇 〇〇	給水工事振興財団 e-ラーニング	〇〇年〇〇月〇〇日 ←
〇〇 〇〇	自社内研修 給水装置の事故に関する研修	〇〇年〇〇月〇〇日
自社内研修は、受講の事実を証明する書類は不要とする。		外部研修は、受講を証明する書類と内容を一致させる。
外部研修 e-ラーニングによる研修等を対象とする		
自社内研修 研修の内容は、以下のとおりとする。 イ 給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報 ロ 給水装置の事故事例と対策技術 ハ 給水装置の故障・異常の原因と修繕工事法 ニ 給水装置工事主任技術者の職務と役割		
上記内容の公表の可否（公表には、ウェブサイト等への掲載を含みます。）		
<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 不可 ←		

受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

ウェブサイトへの公表の可否を記入する。

④過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

該当する場合、チェック欄にレ点を記入する。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事年度
			保有している資格等	
〇〇 〇〇	○	○	検定会合格者 ←	〇年度
〇〇 〇〇	×	×	保有している資格等を証明する書類と内容を一致させるこ	〇年度
上記内容の公表の可否 (公表には、ウェブサイト等への掲載を含みます。)				
<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 不可 ← ウェブサイトへの公表の可否を記入する。				

保有している資格等を証明する書類 (資格者証等) の写しを添付してください。

保有している資格等は、以下のとおりとする。

- イ 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工
- ロ 職業能力開発促進法第44条に規定する配管技能士
- ハ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者
- ニ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能に係る検定会の合格者